

[内閣府ホーム](#) > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

行政刷新会議事務局国民の声担当室

1 内容入力

2 確認

3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)

(50字以内におまとめください。)

弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与制度の撤廃

※必須

○提案の視点

※必須

規制・制度の撤廃や見直し

○提案の具体的内容

(具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。)

既得権として、弁護士・公認会計士は、税理士試験を受験することなく税理士資格を得ることができるという税理士資格の自動付与制度(税理士法第3条第1項第3号及び第4号)があるが、公平性・平等性の観点から撤廃すべきである。

※必須

○提案理由

(具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。)

税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした国家試験であり、税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度が確立されなければならない。しかし、昭和26年の税理士法制定当時においては、ある一定数の税理士となる者を確保すべく、例外的措置として弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与制度が税理士法上に設けられたため、これが既得権益として現在に至っても存置されている。

本来、国家資格として独占業務を有する職業法上の資格を得るためには、国民すべてが公平、平等に努力する責を負うべきであり、社会通念に照らしても公正な方法で実施される国家試験に合格した者が税理士となる資格を有する者となるのが当然である。

国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力(資質)を備えた者(有資格者)に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者のみその業務等を行わせることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムである。国家資格制度が有効に機能するためには、有資格者の資質が客観的・公正・公平に十分検証されていることを保証する必要があるが、その検証に最も適した方法は、主観の入る余地がなく統一的条件により実施することが可能な国家試験によって行うことである。

よって、税理士試験に合格していない弁護士・公認会計士に対する税理士資格自動付与制度は撤廃すべきである。

※必須

○根拠法令等

※必須

税理士法第3条, 6条

○制度の所管省庁

(複数選択も可)

財務省

※必須

○提案主体名(会社名・団体名)

(個人の場合は「個人」と記入してください。)

全国青年税理士連盟

※必須

○会社名・団体名の公表の可否

公表

※必須

○提案主体分類コード

ρ任意団体

○提案者氏名(非公表)

(会社・団体の場合は「担当者名」を記入してください。)

法対策部長 坂井昭彦

※必須

○電話番号(非公表)

03-3354-4162

※必須

○電子メールアドレス(非公表)

zensei@khaki.plala.or.jp

※必須

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[▲ このページの先頭へ](#)